

教第15号議案

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則について
職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年6月14日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理由

職員のサービスの宣誓の際に対面による実施及び様式における押印を不要とするに当たり、
規則を改正する必要があるため。

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について

1. 対象規則

職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）

（地方公務員法（抜粋）

（サービスの宣誓）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

2. 改正の背景

国において、従前対面により行っていたサービスの宣誓について、対面を不要とする等の方針が打ち出され、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定するよう政令が改正された（令和3年4月1日施行）。

それに伴い、神戸市においても、サービスの宣誓について国同様対面による宣誓を不要とした上で、宣誓書の様式を各任命権者が定めるものとする条例改正案が6月議会に上程されている。なお、市長部局が新たに定める宣誓書の様式においては、押印が廃止された形となる予定である（条例施行規程：令和3年7月1日施行予定）。

神戸市本体の条令等の改正を受け、今回、教育委員会規則において以下の通り改正を行うこととする。

3. 改正の内容

現行規則第2条（サービスの宣誓時の対面規定）を削除するとともに、改正条例において各任命権者が定めるものとされている宣誓書の様式について、押印を廃止した形とする。

4. 施行期日

令和3年7月1日

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

神戸市教育委員会
教育長

神戸市教育委員会規則第 号

職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則

職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年4月教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し教育委員会職員について必要な事項は、この規則の定めるところによる。</u></p>	
<p><u>第2条 特殊の技能を必要とする職務に採用せられた者で、その職務を行うにつき一定の見習課程を要するものの宣誓は、その見習課程の終了後においてこれを行う。</u></p>	<p><u>第1条 特殊の技能を必要とする職務に採用せられた者で、その職務を行うにつき一定の見習課程を要するものの宣誓は、その見習課程の終了後においてこれを行う。</u></p> <p><u>第2条 職員の宣誓は、次に掲げる公</u></p>

務員の前に于行うものとする。

(1) 事務局の職員（係長及びこれに準ずる補職以上のものを除く。）にあつては、総務部教職員課長又はその委任を受けた者

(2) 地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用される事務局の職員にあつては、その者の属する課長、室長、館長又はその委任を受けた者

(3) 学校及び幼稚園の職員（校長、園長及び教務主任を除く。）にあつては、その者の属する校長、園長又はその委任を受けた者

(4) 事務局の係長及びこれに準ずる補職以上のもの並びに校長、園長及び教務主任にあつては、教育長又はその委任を受けた者

第3条 教育委員会事務局の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）以外の職員並びに学校及び幼稚園の職員の宣誓書は、教職員課長が保管するものとし、教育委員会事務局の会計年度任用職員の宣誓書は、その者の属する課長又は室長が保管するものとする。

第4条 条例第2条に定める任命権者

第3条 第2条第1号及び第4号に定める事務局の職員及び第2条第3号に定める学校職員の宣誓書は総務部教職員課長が、第2条第2号に定める職員の宣誓書はその者の属する課長、室長、館長がこれを保管するものとする。

<p><u>が定める宣誓書は、様式によるものとする。</u></p> <p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第 5 条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第 4 条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p>
---	--

附則の次に次の様式を加える。

様式（第 4 条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体し、全体の奉仕者として、法律に従い、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

名前

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。